

お客様各位

株式会社 東北銀行

貸金庫規定の一部改定のお知らせ

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上 尚登）では、今般、改正債権法への対応のため貸金庫規定の一部を改定しますので、お知らせいたします。

1. 改定内容

貸金庫取引時における保証人の取り扱いを廃止いたします。

2. 今回改定する規定

①貸金庫規定

②とうぎん全自動貸金庫規定

③とうぎん自動貸金庫規定（カード式）

※別紙の新旧対照表をご覧ください。

3. 改定日

2020 年 7 月 1 日（水）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

事務統括部 事務企画・管理

（担当：鈴木）

電話番号：019-654-1311

 **東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>

①貸金庫規定	
改定前	改定後
7. (印章、鍵の喪失時等の取扱) (1) 印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、 相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	7. (印章、鍵の喪失時等の取扱) (1) 印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、 相当の期間をおくことがあります。 (2) 変更なし
15. (保証人) 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。	15. (保証人) 削除
16. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて(前項第2号についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。	15. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて(前項第2号についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

②とうぎん全自動貸金庫規定	
改定前	改定後
7. (カード、印章、鍵の喪失時等の取扱) (1) カード、印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、 相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (2) 正鍵を失った場合または、き損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。 (3) カードの喪失によるカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	7. (カード、印章、鍵の喪失時等の取扱) (1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉、 またはカード再発行は 、当行所定の手続をした後に行うものとします。 この場合、相当の期間をおくことがあります。 (2) 正鍵を失った場合または、き損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。 (3) 削除
15. (保証人) 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。	15. (保証人) 削除

16. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて(前項第 2 号についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。	15. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて(前項第 2 号についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。
--	--

③とうぎん自動貸金庫規定（カード式）	
改定前	改定後
7. (カード、鍵の喪失時等の取扱) (1) カード、もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続後に行うものとします。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (2) 正鍵を失った場合または、き損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 (3) カードの喪失によるカード再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	7. (カード、印章、鍵の喪失時等の取扱) (1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉、またはカード再発行は、当行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、相当の期間をおくことがあります。 (2) 正鍵を失った場合または、き損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 (3) 削除
15. (保証人) 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。	15. (保証人) 削除
16. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて(前項第 2 号についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。	15. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて(前項第 2 号についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。